

ふくしま産業復興企業立地補助金第8次募集概要（案）

	要 件	摘 要																											
補助対象業種	①製造業のうち輸送用機械、半導体、医療福祉機器、再生可能エネルギー、農商工連携の各関連産業業種 ②企業立地促進法集積業種のうち製造業及び研究所を設置する業種 ③自ら使用するための物流施設を設置する業種 ④コールセンター、データセンター又はそれに類似している業種																												
補助対象事業及び対象経費	補助対象業種の企業が次の施設で行う機械設備の設置（更新、入替は除く。）等にかかる費用とします。 ①工場（製造業の用に供される施設） ②物流施設（自ら使用するために建設する倉庫、配送センター等） ③試験研究施設 （製造業を営む者が製品開発等に利用するための試験又は研究を行う施設） ④コールセンター等の対事業者サービス業の施設 （情報サービス業又はインターネット付随サービス業の用に供される施設） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※ 土地、建物の取得を含み、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の対象となる事業は、平成27年8月3日から平成27年9月30日まで募集している当該補助金に申請してください。 </div>	着手（契約、発注等）しているものに係る費用は補助対象としません。																											
交付要件	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">投下固定資産額 1億円以上</td> <td style="width: 50%;">新規地元雇用者数 5人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 10億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 10人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 50億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 50人以上</td> </tr> <tr> <td>投下固定資産額 100億円以上</td> <td>新規地元雇用者数 100人以上</td> </tr> </table> ※補助金の交付要件は、上表の左欄に掲げる投下固定資産額ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる新規地元雇用者数となります。	投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上	投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上	投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上	投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上	原則として、投下固定資産額の金額の1%以上、再生可能エネルギー関連施設に対する投資を行う。																			
投下固定資産額 1億円以上	新規地元雇用者数 5人以上																												
投下固定資産額 10億円以上	新規地元雇用者数 10人以上																												
投下固定資産額 50億円以上	新規地元雇用者数 50人以上																												
投下固定資産額 100億円以上	新規地元雇用者数 100人以上																												
補助上限額	10億円。ただし知事が特に認める案件については、30億円。																												
補助率	投資を実施する場所、企業規模に応じて下表の補助率が適用となります。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th rowspan="3">避難指し示 解除準備 区域・居住制限区 域・帰還 困難区域</th> <th colspan="3">避難解除区域</th> <th rowspan="3">津波浸水 地域</th> <th rowspan="3">その他の 地域</th> </tr> <tr> <th colspan="3">解除後経過年数</th> </tr> <tr> <th>1年目 まで</th> <th>2年目 まで</th> <th>3年目 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大企業</td> <td>2/3以内</td> <td>2/3以内</td> <td>1/2以内</td> <td>1/3以内</td> <td>1/3以内</td> <td>1/4以内</td> </tr> <tr> <td>中小企業</td> <td>3/4以内</td> <td>3/4以内</td> <td>2/3以内</td> <td>1/2以内</td> <td>1/2以内</td> <td>1/3以内</td> </tr> </tbody> </table> ※予算を上回る状況となった場合には補助率の調整を行う場合があります。		区分	避難指し示 解除準備 区域・居住制限区 域・帰還 困難区域	避難解除区域			津波浸水 地域	その他の 地域	解除後経過年数			1年目 まで	2年目 まで	3年目 以降	大企業	2/3以内	2/3以内	1/2以内	1/3以内	1/3以内	1/4以内	中小企業	3/4以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内	1/2以内	1/3以内
区分	避難指し示 解除準備 区域・居住制限区 域・帰還 困難区域	避難解除区域			津波浸水 地域	その他の 地域																							
		解除後経過年数																											
		1年目 まで	2年目 まで	3年目 以降																									
大企業	2/3以内	2/3以内	1/2以内	1/3以内	1/3以内	1/4以内																							
中小企業	3/4以内	3/4以内	2/3以内	1/2以内	1/2以内	1/3以内																							
事業実施期間	原則として、平成30年3月末までに事業を完了し操業することとします。																												
受付期間	平成27年9月7日（月）～平成27年10月30日（金）まで																												
その他	申請する企業は、事業内容、投資計画、雇用計画等について事前に県に相談をお願いします。 特に、H23.3.11 時点で警戒区域等において操業されていた場合には、補助対象経費、着手時期等の運用が異なる場合がありますので、お問い合わせ願います。 ※ 事業の着手は、対象企業の指定を受けた日以降となります。 なお、自社の事情以外の特別の理由（代替性の低い進出予定地が確保できなくなる、供給先からの発注に答えられなくなる、競合他社との受注競争において著しく不利になるなど）企業立地機会を失いかねない多大な損失が発生する場合に、あらかじめ行われる申請により、事業の事前着手を認める場合がありますが、事業の事前着手が認められた場合でも、指定企業とすることを約束するものではありません。																												